

《はじめに》

学童保育クラブとは

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

〈関連条例等〉※「瑞穂町ホームページ」で閲覧することができます。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例（平成26年12月5日条例第13号）

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例施行規則（平成26年12月26日規則第18号）

瑞穂町学童保育クラブ障害児入所要綱（平成15年3月31日告示第63号）

瑞穂町学童保育クラブ入所判定実施要綱（平成20年1月21日告示第7号）

瑞穂町学童保育クラブの延長保育実施要綱（平成27年3月27日告示第54号）

瑞穂町学童保育クラブメール配信サービス事業実施要綱（平成27年7月1日告示第128号）

瑞穂町学童保育クラブ一覧（施設の場所等は13ページの案内図を参照）

瑞穂第一小学童保育クラブ（一小学区）
瑞穂第二小学童保育クラブ（二小学区）
瑞穂第三小学童保育クラブ（三小学区）
瑞穂第四小学童保育クラブ（四小学区）
瑞穂西松原学童保育クラブ（四小学区）
瑞穂第五小学童保育クラブ（五小学区）



事業名	概要	推奨される児童
通常入所 〔1～6年生〕	・ 平日の学校下校時間から午後6時までの保育 ・ 土曜日、学校休業日の午前8時30分から午後6時までの保育（ただし、各施設とも児童が降所次第閉所となります。） ・ 利用料金の月額は育成料4,000円、行事費1,500円	・ 低学年の児童
期間限定入所 （サマー学童） 〔1～6年生〕	・ 学校夏季休業中の平日及び土曜日の8時30分から午後6時までの期間限定保育 ・ 詳細については11ページを参照	・ 夏季休業中に限り保育が必要な児童 ・ 中学年以上の児童

※延長保育については、8ページをご覧ください。

使用する語句の説明

入所^{にゅうしょ}：学童保育クラブへ入ること ⇔ 退所^{たいしょ}：やめること

登所^{とうしょ}：学童保育クラブに来ること ⇔ 降所^{こうしょ}：帰ること

開所^{かいしょ}：学童保育クラブを開けること ⇔ 閉所^{へいしょ}：閉めること

休所^{きゅうしょ}：学童保育クラブのお休み（児童が休むという意味ではありません。）

1 入所要件

(1) 対象児童

学童保育クラブに入所できる児童は、瑞穂町に住所を有し、小学校に就学している児童であり、その保護者が下記(2)のいずれかに該当することにより、放課後等に当該児童が適切な保育を受けられないと認められる場合です。

また、学童保育クラブは集団生活ができる児童であることが前提とされます。

※児童の状況や特性を把握するために、面談を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

(2) 保護者の要件

保護者の要件	
就労	就労を常態としていること。
長期疾病・障がい	長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障がいを有していること。
看(介)護中	長期疾病、その他障がいを有している者の看(介)護にあたっていること。
求職中	仕事に就くための面接などを受けるために日中外出することを常態としていること(3か月間)。
就学中	就労に伴う準備として技能習得や学校等に通り日中外出することを常態としていること(在学証明等の在籍とその時間帯を証明する書類の提出が必要となります)。
出産	保護者の方が出産予定であること(出産要件での入所は出産予定月と前後2か月の通算5か月まで)。
育児休業中	保護者の方が育児休業を取得していること(育児休業での入所は出産後1年6か月まで)。
被災等	震災、風水害、火災、その他の災害により被害を受け、その復旧にあたっていること。

(3) 利用調整

申請締切り後、申請書類を基に保育の必要性を「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」に基づき指数化します。指数は、「瑞穂町学童保育クラブ入所基準表」の合計(次ページの計①と計②の合計点)となります。空きがある学童保育クラブについて利用調整を行い、指数の高い方から順に学童保育クラブへの入所を決定します。指数が同じ場合は、「優先順位」により入所を決定します。

※詳細については、次ページの表をご覧ください。

入所基準表

別表第1 (第2条関係) ※「①保護者の就労等の状況(項目1~9)」と「②児童等の状況」の該当する欄にポイントを入力し、合計(累計)ポイントを算出する。

瑞穂町学童保育クラブ入所基準表					年度		
項目	類型	細目		指数	父親	母親	
①保護者(父親・母親)の就労等の状況	1	就労	月20日以上	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	10	
					7時間以上が常態	9	
					7時間未満で土曜日の就労がある場合	8.5+(就労時間×0.1)	
					7時間未満	8+(就労時間×0.1)	
		月15日以上20日未満	1日の就労時間	7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	8		
				7時間以上が常態	7		
				7時間未満で土曜日の就労がある場合	6.5+(就労時間×0.1)		
		月15日未満	1日の就労時間	7時間未満	6+(就労時間×0.1)		
				7時間以上が常態で土曜日の就労がある場合	7		
	7時間以上が常態			6			
	7時間未満で土曜日の就労がある場合			5.5+(就労時間×0.1)			
	7時間未満		7時間未満	5+(就労時間×0.1)			
2	求職中	申請日において未決定		3			
3	病気等	病気	入院中	10			
			自宅内で常時臥床又は精神性疾患等で常時自宅療養が必要な場合	10			
			1週間に3日以上通院	7			
			上記以外の自宅療養及び通院で保育が必要と認められる場合	5			
	心身障がい		身体障害者手帳の障害の程度が → 2級以上 愛の手帳の障害の程度が → 2度以上	10			
			身体障害者手帳の障害の程度が → 3級以下 愛の手帳の障害の程度が → 3度以下	8			
4	看護・介護	入院の付添い	入院している家族の付添い	10			
		通院等付添い	1週間に3日以上通院及び通所等の家族の付添い	7			
		自宅看護	自宅で療養している家族の看護又は介護	5			
5	災害	自身の家屋の滅失、損壊等により児童の保育ができない場合		10			
6	就学等	1日の就学又は技術・技能習得時間の合計	7時間以上が常態で土曜日の就学又は技能習得がある場合	10			
			7時間以上が常態	9			
			日中7時間未満で、土曜日の就学又は技能習得がある場合	8.5			
			日中7時間未満	8			
7	不在・不存在	単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁等により父又は母の不在(不存在)		10			
8	出産	入所希望日において、出産予定月とその前後2か月の計5か月間		9			
9	育児休暇中	入所希望日において、出産後1年6か月以内		5			
計 ①							

※要件が2つ以上重なる場合は、特別な事例として審査会で協議する。

②児童等の状況	類型	細目及び指数	
	指数調整	児童の学年 1年生(+10) 2年生(+8) 3年生(+6) 4年生(+2) 5年生(0) 6年生(0)	
		入所申請締切日までに育成料の滞納分がある世帯 1か月分(-2) 2か月分(-5) 3か月分以上(-10)	
		入所月から11月末までの学童への登所率 50%未満(-1) 25%未満(-2)	
		計 ②	

合計(累計)ポイント ①+②	
----------------	--

	類型	細目	判定
優先順位	①児童の学年	①児童の学年	学年が低い者を優先する。
		②祖父母の状況	児童の保育が可能な祖父母がいない者を優先する。
	③保護者の勤務時間等の状況	週当たりの午後1時以降の就労時間が長い者を優先する。	
		通勤通学距離の長い者を優先する。	
		1か月の就労日数が多い者を優先する。	
		1か月の就労時間が多い者を優先する。	

※①、②で決定できない場合、③の該当する項目の数が多い方が優先とする。

(4) 障がい等のある児童

障がいのある児童の入所定員は、各学童の入所定員内で各学童2名です。以下の条件すべてを満たす児童が入所対象です。申請時には診断書、または手帳の写しを添付してください。

条件
・障がいの程度が軽度で、集団生活が可能であること。
・児童が自ら登所するか、安全に配慮し保護者が送迎を行うこと。
・保育中に支援員による投薬や、医療行為を必要としないこと。

※著しく心身に障がいを有する児童や、感染症または悪性の疾患を有する児童は入所できない場合があります。

2 入所の手続き

(1) 申請期間 ※令和7年4月1日入所

○集中受付期間（一次申請受付期間中）

令和6年11月18日（月）から令和6年11月29日（金）まで

集中受付期間に限り、現在学童保育クラブに在籍している児童がいる世帯は、各学童保育クラブでも申請を受け付けます。保育中の受け付けとなるため、受付完了まで時間がかかる場合がありますがご了承ください。令和6年12月2日（月）以降は瑞穂町役場庁舎1階の子育て応援課保育・幼稚園係の窓口もしくは郵送（受付期間内必着）、オンライン申請にてご提出ください。

○一次申請受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月27日（金）まで

○二次申請受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月14日（金）まで

○三次申請受付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月10日（月）まで

※入所の決定は先着順ではありませんが、一次申請から審査・決定を行います。申請数が定員を超えた場合は、待機となる場合があります。

5月1日以降の入所申請について

入所を希望する月の前月15日までに申請書等を提出してください（15日が瑞穂町役場の閉庁日に当たる場合は直前の開庁日が期限となります。）。

※月の途中からの入所はできません。

令和7年度 5月入所以降の申請締切日

※祝日の設定により変動する場合があります。

5月入所→4月15日	9月入所→8月15日	1月入所→12月15日
6月入所→5月15日	10月入所→9月12日	2月入所→1月15日
7月入所→6月13日	11月入所→10月15日	3月入所→2月13日
8月入所→7月15日	12月入所→11月14日	

(2) 申請場所

受付場所	受付時間	受付できない日
瑞穂町役場庁舎 1階 子育て応援課保育・幼稚園係	・午前 8 時 30 分～午後 5 時 ・11 月 21 日（木）・28 日（木）は 午後 8 時まで	土・日曜日 祝日
各学童保育クラブ (集中受付期間のみ)	・午後 2 時～午後 6 時	土・日曜日 祝日

郵送（受付期間内必着）、オンラインによる申請も受け付けております。オンライン申請の詳細については別紙を参照ください。

※郵送料は申請者負担となります。

※郵便事故等による書類の紛失・破損等には町は一切の責任を負いません。

※記入不備や提出書類の不足等があった場合、来庁をお願いする場合があります。

(3) 申請書類

全ての申請書類が揃った時点で申請を受け付けさせていただきます。書類に不備・不足があった場合、受け付けられませんのでご了承ください。

○通常入所の申請に必要な書類

① 学童保育クラブ入所申請書（水色）	1 通
② 就労証明書等要件確認のための必要書類（次ページ参照） 保護者各	1 通
③ 確認書	1 通
④ 学童保育クラブ育成料減免申請書（該当する場合のみ）	1 通

※通常入所を申請される方で、確認書の「期間限定入所（サマー学童）についての確認」で「希望する」に○をつけた方は、やむを得ず待機児童になった場合、期間限定入所（サマー学童）の審査に移行します。期間限定入所（サマー学童）の詳細については、11 ページを参照ください。

○期間限定入所（サマー学童）の申請に必要な書類

① 学童保育クラブ期間限定入所申請書（黄色）	1 通
② 就労証明書等要件確認のための必要書類（次ページ参照） 保護者各	1 通
③ 確認書	1 通
④ 学童保育クラブ育成料減免申請書（ <u>ピンク色、必須</u> ）	1 通

※期間限定入所（サマー学童）は、入所期間、育成料の算定が通常入所とは異なるため、減免申請書（ピンク色）が必須となりますので必ず申請書と一緒に提出してください。ご不明な点は子育て応援課保育・幼稚園係までご連絡ください。



要件確認のための必要書類

項目	必要書類と内容
就 労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書（就労先の事業所による記入） <li style="text-align: center;"><u>申請日以前 3 か月以内に記入されたもの。</u>
就 労 （自営業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書（保護者本人による記入）
長期疾病・ 障がい	<p>状態により以下のいずれかまたは両方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書の写し <li style="text-align: center;"><u>保育が困難である旨が記載されているもの。</u> <li style="text-align: center;"><u>申請日以前 6 か月以内に発行されたもの。</u> ・ 身体障害者手帳等の写し
休 職 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書（就労先の事業所による記入） <li style="text-align: center;"><u>休職期間が記載されているもの（復職された際に、就労証明書の再提出が必要になります。）。</u>
看（介）護中	<p>以下の該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険被保険者証の写し ・ 身体障害者手帳の写し ・ 医師の診断書の写し <li style="text-align: center;"><u>申請日以前 6 か月以内に発行されたもの。</u>
就 学 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍証明書又は学生証明書の写し <li style="text-align: center;"><u>学校教育法に定める学校、職業訓練施設等で発行されたもの。</u> ・ 時間割等 <li style="text-align: center;"><u>カリキュラムの時間帯や曜日等がわかるもの。</u>
求 職 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動の状況がわかるもの <li style="text-align: center;">お持ちの場合は、ご提出ください。
出 産 予 定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の写し <li style="text-align: center;"><u>母の名前と出産予定日が記載されたページ。</u>
育 児 休 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書（就労先の事業所による記入） <li style="text-align: center;"><u>育児休業期間が記載されているもの（復職された際に、就労証明書の再提出が必要になります。）。</u>

※就労証明書は、保育園・幼稚園・学童保育クラブで統一様式を使用しているため、記入後にコピーを取っていただき、その他の手続きにもご提出いただけます。複数の申請がある場合は、いずれかで必ず原本の提出をお願いします。

【申請にあたっての注意事項】

- ① 提出書類に事実と異なった記載事項があった場合には、入所審査の対象外または入所の取り消しとなる場合があります。
- ② 就労証明書の内容について、就労先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ③ 提出書類はお返しすることできませんのであらかじめご了承ください。
- ④ 申請後、提出書類の住所・電話番号・勤務先等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を届け出てください。
- ⑤ 提出書類はボールペンで記入してください（消えるボールペン不可）。
- ⑥ 修正テープは使用しないでください。訂正の場合は、二重線で訂正ください。
- ⑦ 入所する学童保育クラブは、原則児童の居住する地区の学童保育クラブとなります。地区外や町外の小学校に在籍している児童については、子育て応援課保育・幼稚園係までご相談ください。地域外通学の理由によっては、学童保育クラブをご利用できない場合があります。
- ⑧ 障がいのある児童の入所申請については、申請書に障がいの度合いや状況（軽度・中度または医師による診断書等）を詳しく記入してください。

【瑞穂第四小学区にお住まいの方へ】

瑞穂第四小学区には2施設の学童保育クラブ（瑞穂第四小学童保育クラブ・瑞穂西松原学童保育クラブ）があります。

入所申請については原則希望制としますが、最終的な入所決定は、皆様のお住まいの地域、通学路、両学童の定員や学年のバランス等を考慮したうえで、町の判断により行います。したがって、必ずしも希望した学童に入所できるとは限らないことをご了承のうえ、入所申請をしていただくようお願いいたします。

これは、現在学童保育クラブに在籍し継続して申請される皆様も同様となります。

【瑞穂町に転入予定の保護者の方へ】

瑞穂町に転入予定の方も、入所申請をすることができます。以下の内容を確認して申請書をご提出ください。

- ・入所申請書の住所記入欄は、転入後の瑞穂町の住所をご記入ください。
- ・入所申請書の左上余白部分に、転入前の現在お住いの住所と転入予定日を記入してください。また、転入の予定を証明できる書類（住宅購入の契約書や賃貸契約書）のコピーを添付してください。
- ・転入後は、瑞穂町役場庁舎1階子育て応援課保育・幼稚園係まで必ずお知らせください。

※転入予定の方で、まだ転居先や転居日が未定の方は事前に必ずご相談ください。

3 入所の審査結果

入所（4月1日入所）が決まった児童については、2月中旬頃から順次入所承認通知書を郵送します。学童保育クラブの状況により待機となった場合は、入所保留通知書を郵送し、入所可能になった時点で順次お知らせします。入所させることが不相当と認めるときには入所却下通知書を郵送します。

4 入所期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※学童保育クラブの入所は年度ごとの申請が必要です。

以下の要件で入所された方は例外となります。

- ・求職中…入所から3か月間
- ・出産予定…出産予定月と前後2か月の通算5か月
- ・育児休業…出産後1年6か月
- ・長期疾病中および就学中…提出書類に記載された期間

※上記期間終了までに保育を必要とする要件が確認できる書類の提出がない場合は退所となります。

5 開所時間

通常日	下校時間～午後6時
学校休業日、春・夏・冬休み期間中、学校の振替休日	午前8時30分～午後6時

※一部の学年のみの振替休日（修学旅行等）は、一日保育ではなく通常日と同様の開所時間となります。

延長保育の実施について

学童保育クラブでは下記時間帯にて延長保育を実施しております。利用方法等の詳細については、入所決定時の書類にてご案内させていただきます。

- ①18時から18時30分
- ②18時30分から19時
- ③夏休み期間中の8時から8時30分

6 休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。なお、災害や学校の休校等の理由により臨時休所する場合があります。

7 入所説明（動画配信）

入所が決定した児童の保護者を対象に、入所説明動画を配信します。詳しいご案内は入所承認通知書に同封します。

初めて学童保育クラブをご利用になる方は、必ずご視聴ください。

8 育成料・延長保育利用料及び行事費



(1) 育成料 **月額 4,000 円**

学童保育クラブへの出欠に関わらず、在籍している限り納付が必要です。1 か月間一度も登所がない場合でも、育成料が発生しますのでご了承ください。

～学童保育クラブ育成料は必ず納入してください～

学童保育クラブの運営は、国や都からの交付金、町の負担及び保護者に納めていただく育成料等で運営しており、学童保育クラブ育成料納入が滞ることにより、運営そのものに支障が生じることとなります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内に必ず納入してください。

※滞納があった場合、担当者からの連絡及び収納推進員がご自宅を訪問させていただきます。

(2) 延長保育利用料

利用児童一人につき下記利用枠ごとに **1 回 200 円 (月額上限額 1,000 円)**

- ① 18 時から 18 時 30 分
- ② 18 時 30 分から 19 時
- ③ 夏休み期間中の 8 時から 8 時 30 分

(3) 行事費 **月額 1,500 円**

行事費は、おやつ代や学童保育クラブで実施する年間行事（お誕生日会やクリスマス会）等で使わせていただきます。

※滞納があった場合、各学童保育クラブからご連絡させていただきます。



9 育成料・延長保育利用料及び行事費の納入方法

(1) 育成料・延長保育利用料

納入方法は原則口座振替です。入所承認通知書を郵送する際に、口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、指定の金融機関へ提出してください。指定口座からの引き落とし日は、下記のとおりとなりますので、事前に指定口座への入金及び残額確認をお願いします。同一世帯で、在籍する児童が 2 人以上いる場合は、児童数の分だけ口座振替依頼書の提出が必要です。

<口座振替依頼書の指定金融機関>

西武信用金庫本支店	青梅信用金庫本支店	多摩信用金庫本支店
西多摩農業協同組合本支店	ゆうちょ銀行・郵便局	

令和 7 年度 学童保育クラブ育成料・延長保育利用料の引き落とし日

※祝日の設定により変動する場合があります。

4 月分→4 月 30 日	8 月分→ 9 月 1 日	1 2 月分→1 2 月 2 5 日
5 月分→6 月 2 日	9 月分→ 9 月 30 日	1 月分→ 2 月 2 日
6 月分→6 月 30 日	1 0 月分→1 0 月 3 1 日	2 月分→ 3 月 2 日
7 月分→7 月 3 1 日	1 1 月分→1 2 月 1 日	3 月分→ 3 月 3 1 日

※期間限定入所（サマー学童）の育成料引き落とし日は 7 月 31 日（予定）です。

(2) 行事費

行事費については、所属する学童保育クラブに毎月直接納入していただきます。

10 育成料の減免

①同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目以降は月額2,000円になります。

②生活保護世帯や令和6年度の区市町村民税が非課税の世帯は、免除になります。

- ・①または②に該当する場合は、学童保育クラブ育成料減免申請書を提出してください。提出のない場合は減免の対象になりません。申請は毎年度必要です。
- ・令和6年1月2日以降に瑞穂町へ転入された方は、前住所地の区市町村長発行の令和6年度住民税課税（非課税）証明書を必ず添付してください。
- ・減免措置は申請のあった月の翌月から適用されます。また審査の結果、減免措置が適用されない場合があります。

11 変更手続き

学童保育クラブ入所申請書類の内容について、在籍中に世帯内容や住所等に変更があった場合は、学童保育クラブ申請事項変更届にその内容を記入し、新たな証明書等を添付して直ちに各学童保育クラブまたは子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。特に求職中で申請をされている方は、就労先が決まり次第、就労証明書を提出してください。

保護者が退職された場合、入所要件に該当しないため、入所の取り消しとなります。入所を継続するためには、求職活動申告書等の提出が必要です。なお、就労証明書等の内容を就労先等に確認する場合があります。

12 退所及び入所の取り消し

(1) 退所

学童保育クラブは、年度途中で退所することができます。退所する場合は、退所届を退所を希望する月の末日までに各学童保育クラブまたは子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

退所日は遡ることができず、提出がない場合は育成料が発生します。退所届の提出が翌月1日以降になった場合には、その月の育成料が全額発生しますのでご注意ください。

(2) 入所の取り消し

以下に該当する場合は、学童保育クラブの入所が取り消しとなります。その場合、入所承認取消通知書を郵送します。

- ・対象とする児童及び保護者が、定められた入所要件を欠くに至ったとき。
- ・入所の申請手続き及び申請内容等に、偽りがあったとき。
- ・児童や支援員に対する迷惑行為及び支援員の指示に従わない等、学童保育クラブでのルールを守らず、その後も改善が見られなかったとき。

13 学童保険

学童保育クラブでは、学童保育賠償責任保険及び学童保育児童傷害保険に加入しています。

学童保育児童傷害保険

<適用範囲>

- ・学童保育クラブ施設内での活動中
- ・学校の下校時から学童保育クラブまでの経路上及び学童から自宅までの経路（土曜日等の一日保育の場合は自宅から学童保育クラブまでの往復経路上）



※経路途中で友人宅やお店等に立ち寄るなどで、通常の帰宅経路を変更した場合には、その時点で保険が適用除外されますのでご注意ください。

<補償額及び保険料>

- ・該当する傷害状況により、医療機関に通い手当を受けた場合に適用されます。
- ・補償内容（令和6年度実績）は下記のとおりとなります。保険額については令和7年度も同じ内容となる予定です（変更となる場合もあります。）。保険の適用にあたっては、保険会社の判断となりますのでご了承ください。

通院保険金（日額 1,000 円）

入院保険金（日額 1,500 円）

手術保険金（入院中の手術は入院保険金日額の 10 倍）

（入院中以外の手術は入院保険日額の 5 倍）

死亡・後遺障害保険金（1,190,000 円）※事故の日からその日を含めて 180 日以内

14 メール配信サービス

学童保育クラブでは、メール配信サービスを利用し、保護者の方への災害時の緊急連絡や学級閉鎖時の対応等のご連絡をさせていただきます。学童保育クラブの入所が決定した際にはご登録をお願いします。登録方法などの詳細については、入所承認通知書に同封します。

15 期間限定入所（サマー学童）

学童保育クラブでは、夏季休業期間を対象とする期間限定入所（サマー学童）を実施しています。入所期間は各小学校の夏季休業期間とし、授業時間が長く平日の利用が少ない高学年の児童に関しては、期間限定入所への申請をお勧めします。保育内容については通常の学童保育クラブと同様です。

定員は各施設概ね 10 名です。利用金額は育成料 5,000 円と行事費 1,900 円です。

（育成料及び行事費は、夏季休業期間を 30 日間と想定し計算した金額です。夏季休業期間によっては、金額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。）

入所申請受付期間は下記のとおりとなります。入所申請の際は、期間限定入所専用の入所申請書（黄色）をご使用ください。

○一次申請 令和 6 年 11 月 18 日（月）から令和 7 年 3 月 10 日（月）まで

○二次申請 令和 7 年 3 月 11 日（火）から令和 7 年 6 月 13 日（金）まで

※入所決定通知は 4 月上旬（それ以降は 6 月下旬）頃、入所に関する詳細は 6 月下旬頃に郵送します。

16 その他

(1) 学校閉鎖及び学級閉鎖

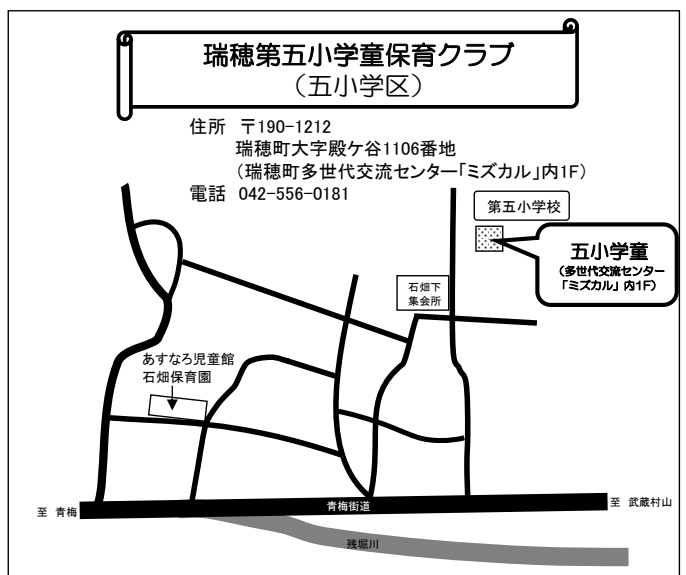
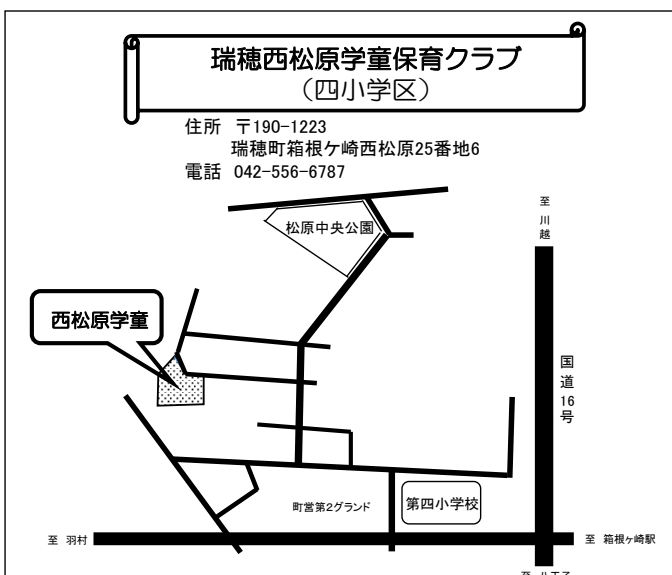
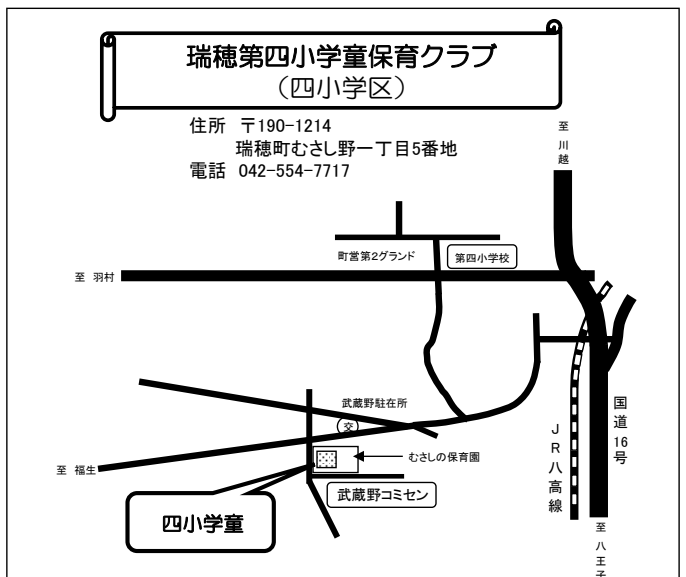
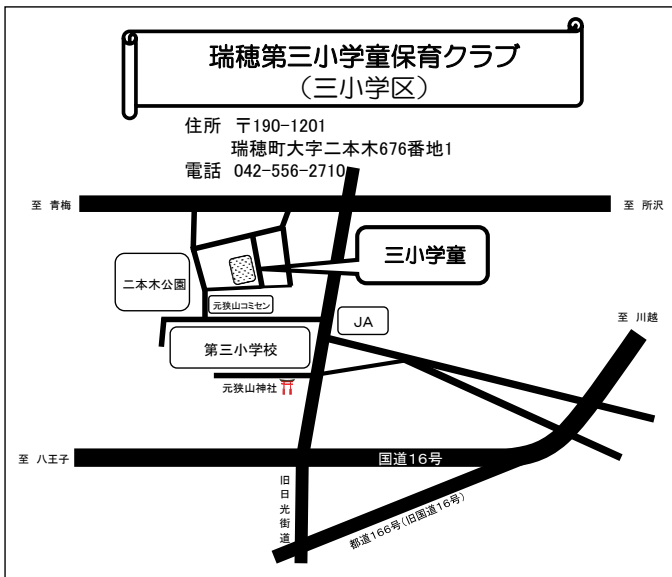
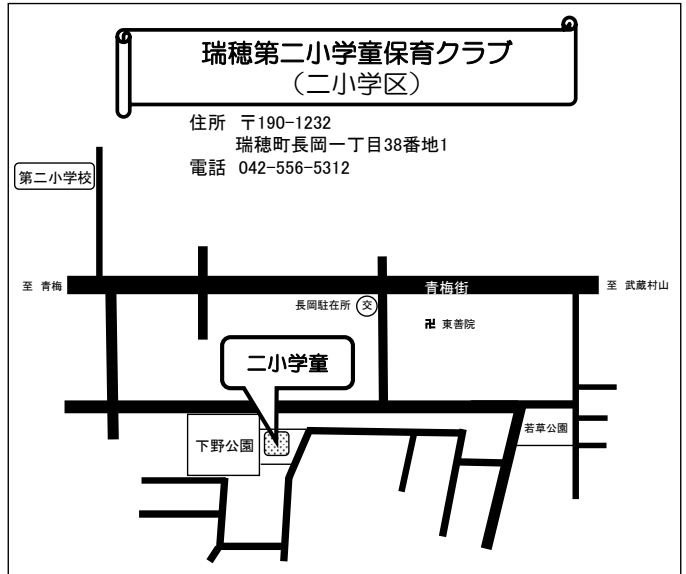
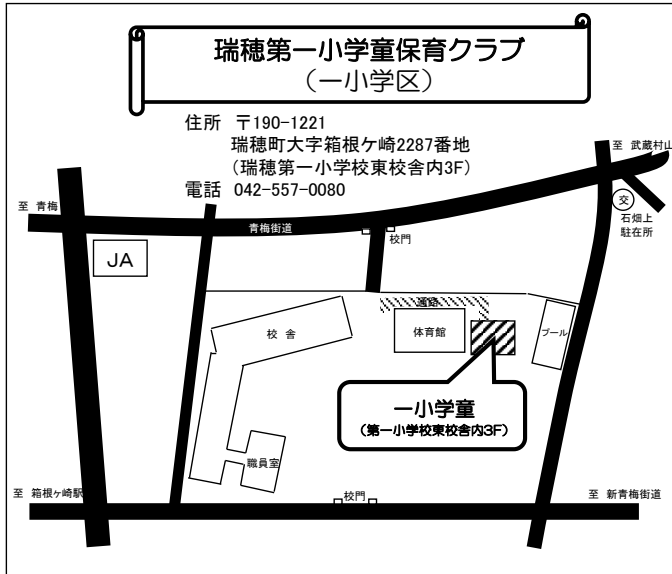
健康上の配慮からの閉鎖となるため、該当する児童は学童保育クラブに関しても登所できません。この場合、学校から各学童保育クラブへ連絡がありますので、保護者の方からの欠席の連絡は不要です。

(2) 緊急時の休所

警戒宣言発令や自然災害等の影響で小学校が休校になった場合は、学童保育クラブも休所となります。あらかじめ休校が決定している場合は、特に休所の連絡を行わない場合もありますのでご了承ください。台風の接近等により学校が途中下校となる場合には、状況に応じメール等で保護者の方にご連絡します。



瑞穂町学童保育クラブ案内図





瑞穂町学童保育クラブ運営受託法人



特定非営利活動法人わかば

〒190-1221

瑞穂町大字箱根ヶ崎2434-10

TEL : 042-557-8651 FAX : 042-513-8208

<https://wakaba115.com/>

受託学童

- 瑞穂第一小学童保育クラブ（一小学区）
- 瑞穂第四小学童保育クラブ（四小学区）
- 瑞穂西松原学童保育クラブ（四小学区）



ハーベストネクスト株式会社

〒240-0004

横浜市保土ヶ谷区岩間町2-120

TEL : 045-336-1120 FAX : 045-336-1127

<https://www.harvest-corp.co.jp/next/>

受託学童

- 瑞穂第二小学童保育クラブ（二小学区）
- 瑞穂第三小学童保育クラブ（三小学区）



株式会社明日葉

〒108-0014

東京都港区芝4-13-3 PMO田町東10F（※令和7年中に移転予定有）

TEL : 03-3452-3350 FAX : 03-3453-3336

<https://ashita-ba.co.jp>

受託学童

- 瑞穂第五小学童保育クラブ（五小学区）